

騒音・振動の特定施設一覧

騒音の特定施設

騒音規制法施行令別表第 1		館山市公害防止条例施行規則別表第 1-2	
番号	施設の種類の種類	番号	施設の種類の種類
1	イ 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る)	1	ア 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る)
	ロ 製管機械		イ 製管機械
	ハ ベンディングマシン (ロール式のもので、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)		ウ ベンディングマシン (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)
	ニ 液圧プレス (矯正プレスは除く)		エ 液圧プレス
	ホ 機械プレス (呼び加圧能力 294 キロニュートン以上のものに限る)		オ 機械プレス
	ヘ せん断機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)		カ せん断機 (シャーリングマシン。原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)
	ト 鍛造機		キ 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン		ク ワイヤフォーミングマシン
	リ ブラスト (タンブラスト以外のもので、密閉式のものを除く)		ケ ブラスト
	ヌ タンブラー		コ タンブラー
	—		サ 製鋌機
	—		シ 製釘機
	ル 切断機 (といしを用いるものに限る)		ス 高速度切断機
	—		セ 平削盤
	—		ソ 型削盤
—	タ 研磨機		
—	チ 自動やすり目立機 (原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る)		

2	空気圧縮機・送風機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)		2	圧縮機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)	
			3	送風機 (排風機を含み、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)	
3	土石用・鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい，分級機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)		4	粉砕機	ア 土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい，分級機
6	穀物用製粉機 (ロール式のもので、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)				イ 食品加工用粉砕機
—					ウ その他の用に供する粉砕機 (破砕機，摩砕機含む)
4	織機 (原動機を用いるものに限る)		5	繊維機械	ア 織機 (原動機を用いるもの)
					イ 紡績機械
					ウ 編組機
					エ 撚糸機
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る)	6	建設用資材製造機械	ア コンクリートプラント
		ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る)			イ アスファルトプラント
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	7	木材加工機械	ア ドラムバーカー
		ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)			イ チッパー
		ハ 碎木機			ウ 碎木機
		ニ 帯のご盤 (製材用で原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用で原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)			エ 帯のご盤 (原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る)
		ホ 丸のご盤 (製材用で原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用で原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)			オ 丸のご盤 (原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る)
		ヘ かな盤 (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る)			カ かな盤 (原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る)
8	抄紙機		8	抄紙機	
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る)		9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る)	

10	合成樹脂用射出成形機	10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)	11	鋳造型機		
		12	ニューマチックハンマー		
		13	ロール機		
		14	自動製びん機		
		15	ドラムかん洗浄機		
		16	ロータリーキルン		
		17	コルゲートマシン		
		18	重油バーナー (重油使用量が150/時以上のものに限る)		
		19	走行クレーン	ア	天井走行クレーン (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
				イ	門型走行クレーン (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
		20	集じん装置		
		21	冷凍機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)		
		22	原動機(船舶、車両等 のものは除く)	ア	ディーゼルエンジン (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
				イ	ガソリンエンジン (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
23	クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る)				

振動の特定施設

振動規制法施行令別表第 1			館山市公害防止条例施行規則別表第 1-3		
番号	施設の種類		番号	施設の種類	
1	金属加工機械		1	金属加工機械	ア 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに 限る)
					イ 製管機械
					ウ 液圧プレス
		イ 液圧プレス (矯正プレスを除く)			エ 機械プレス
		ロ 機械プレス			オ セン断機 (シャーリングマシン。原動機の定格出力が 1kW 以上の ものに限る)
		ハ セン断機 (原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る)			カ 鍛造機
	ニ 鍛造機				キ ワイヤフォーミングマシン
2	圧縮機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)		2	圧縮機・送風機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る)	
3	土石用・鋳物用の破碎機，摩砕機，ふるい，分級機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)		3	粉碎機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上 のものに限る)	ア 土石用，鋳物用の破碎機，摩砕機，ふるい，分級機
		イ 食品加工用粉碎機			
		ウ その他の用に供する粉碎機 (破碎機，摩砕機含む)			
4	織機 (原動機を用いるもの)		4	織機 (原動機を用いるものに限る)	
5	・コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力が 2.95 kW 以上のものに限る)		5	コンクリート製品 製造機械	ア コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力が 2.95kW 以上のものに限る)
	・コンクリート管製造機械，コンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る)				イ コンクリート管製造機械，コンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る)
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	6	木材加工機械	ア ドラムバーカー
		ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る)			イ チッパー
7	印刷機械 (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る)		7	印刷機械 (原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る)	
8	ゴム練用，合成樹脂練用のロール機		8	ゴム練用・合成樹脂練用のロール機	

	(カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kW 以上のものに 限る)		(カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kW 以上のものに 限る)
9	合成樹脂用射出成形機	9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)	10	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)
		11	冷凍機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る)